

トピックス

- [金誠同達、2025 年度 Legal 500 中国法律大賞にノミネート](#)
- [金誠同達、ALB M&A ランキングで 12 年連続ランクイン](#)

法令速報

- [最高人民法院、労働紛争事件に関する司法解釈\(二\)及び典型事例を公布](#)
- [国務院、「中華人民共和国外国人入出境管理条例」を改正し、外国の科学技術人材を誘致](#)
- [国家市場監督管理総局、企業結合案件の地方局への委託審査を試験運用から本運用へ](#)

弁護士コラム

- [「不正競争防止法\(2025 年改正\)」—域外適用条項について](#)

金誠同達、2025 年度 Legal 500 中国法律大賞にノミネート

先日、国際的に権威ある法律格付機構である『リーガル 500』(The Legal 500)は、2025 年度「リーガル 500 チャイナ アワーズ(Legal 500 China Awards 2025)」のノミネートリストを発表しました。金誠同達は、高い専門性とクライアントの皆様からの高いご評価により、複数の業務分野で合計 7 部門のノミネートを受けました。そのうち、張国棟弁護士は、独占禁止法分野における卓越した実績により、「独占禁止・競争法」分野の 2025 年度弁護士賞にノミネートいただきました。

金誠同達、ALB M&A ランキングで 12 年連続ランクイン

2025 年 9 月 22 日、有名な法律専門メディア『Asian Legal Business』(ALB)は、2025 ALB China M&A ランキング(2025 ALB China M&A Rankings)を発表し、M&A 分野において中国の法律市場をリードする法律事務所を選出しました。金誠同達は、過去 1 年間に携わりました一連の複雑な国内・国際 M&A プロジェクトとクライアントからの高いご評価のおかげで、ALB の M&A ランキングリストに再び掲載され、12 年連続のランクインを果たしました。

金誠同達は M&A・再編の分野においてリード的な地位を有する法律事務所の一つであり、これまで多くの国内・国際 M&A 案件に参画してまいりました。中には大手多国籍企業・国有企業・上場会社の再編、国際買

収や海外投資など数多くのプロジェクトが含まれています。金誠同達の弁護士チームは、M&A・再編の分野に豊富な執務経験を重ね、国際投融资、資本市場、税務、知的財産権などの多くの分野の専門家を擁し、金融サービス、製造業、エネルギー、自動車、医療・ヘルスケア、食品・飲料、不動産、電気通信、メディア、ハイテク等数多くの業界の専門知識を蓄積しており、法律の動向と規制の環境に対する深い理解を基に、効率的・専門的な法律サービスをクライアントの皆さまにご提供できるよう、日頃から心がけております。

最高人民法院、労働紛争事件に関する司法解释(二)及び典型事例を公布

2025 年 8 月 1 日、最高人民法院は「労働紛争事件の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の解釈(二)」(以下「解釈二」という)及び労働紛争の典型事例を公布した。「解釈二」は全二十一条から成り、外国人に関する労働紛争、競業禁止、労働契約の更新、労働契約の解除等の問題について法律適用の基準を統一し、法に基づき労働者及び用人单位の合法的權益を保障するものである。「解釈二」は 2025 年 9 月 1 日より施行される。

競業禁止条項に関して、「解釈二」は、労働者が秘密事項を知らず、または接触していない場合には、競業禁止条項が無効であることを確認するための請求は裁判所に支持されると規定している。つまり、競業禁止条項は、労働者が知るまたは接触する秘密事項の範囲に一致する必要があるということである。外国人の労働関係に関して、「解釈二」は外国人が労働関係の確認を請求するための前提条件を明確にし、中国において外国人が労働関係を結ぶ権利を認めるとともに、外国企業の在中国常駐代表機関が労働紛争事件の当事者となり得ることを確認した。労働契約の更新に関して、「解釈二」は雇用主が遅滞なく労働者と無固定期限労働契約を締結すべきという法的義務を強化した。さらに、固定期限の労働契約を連続 2 回締結したとみなされる事由として、「労働契約期間の延長が累計 1 年以上に達し、かつ当該延長期間が満了した場合」及び「労働契約が期間満了後に自動的に延長され、かつ当該延長期間も満了した場合」の 2 種類が新たに追加された。また、労働契約期間満了後に使用を継続し、労働関係が継続しているにもかかわらず、遅滞なく契約を更新しなかった場合の処理方法についても明らかにされた。労働契約の解除に関して、「解釈二」は労働契約の継続履行ができないとみなされるべき事由を明確化した。

「解釈二」と同時に公布された 6 件の労働紛争典型事例は以下の内容を含む。

(1) 工事を請け負ったが雇用の資格を持たない個人が雇用した労働者の労災事件において、資格を有する元請業者が労災保険給付責任を負担する。

(2) 関連会社間で雇用混同があった場合、裁判所は労働者の主張及び事実を踏まえて労働関係の成立を認定することができる。

(3) 労働者が意図的に労働契約書を締結しなかった場合、使用者は労働契約書不締結の二倍賃金支払責任を負わない。

(4) 労働者が負担する競業禁止義務は、自らが知る営業秘密と知的財産権に関する秘密事項の範囲に一致する必要がある。

(5) 労働者は在職中の競業禁止合意に反した場合、違約責任を負担すべき。

(6) 社会保険料の不納付に関する合意は無効であり、また、労働者がこれを理由に労働契約を解除する際には経済補償金を使用者に請求できる。

(出典: <https://www.court.gov.cn/zixun/xiangqing/472691.html>)

国務院、「中華人民共和国外国人出入国管理条例」を改正し、外国の科学技術人材を誘致

外国の科学技術人材を誘致するために、2025 年 8 月 7 日、国務院は「中華人民共和国外国人出入国管理条例」を以下の通り改正し、「K 字ビザ」の新設を決定した。

- 一、第六条に一項を追加し、第六項とする:「(六)K 字ビザ、入境する外国青年科学技術人材に発給する」。
- 二、第七条第一項に一項を追加し、第六項とする:「(六)K 字ビザを申請する場合、中国政府の関係主管部門が定める外国青年科学技術人材の条件及び要件を満たすとともに、対応する証明書類を提出しなければならない」。

上記改正内容は、2025 年 10 月 1 日より施行される。

(出典: https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202508/content_7036508.htm)

国家市場監督管理総局、企業結合案件の地方局への委託審査を試験運用から本運用へ

独禁法の執行を管轄する中央省庁である国家市場監督管理総局は 2022 年 8 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの 3 年間に、北京市、上海市、広東省、重慶市、陝西省等 5 つの省(直轄市)の市場監督管理局(以下「受託地方局」という。)に対し、一部の企業結合案件の審査業務を試験的に委託していた。

この試験運用の成果を定着させるため、国家市場監督管理総局は公告を掲載し、2025 年 8 月 1 日より、試験運用を本運用へ移行することを決定した。具体的に、国家市場監督管理総局は業務の必要に応じて、企業結合簡易手続が適用される一部案件を受託地方局に審査を委託することができるとされる。対象となる案件は、以下のいずれか一つの条件を満たす必要がある。

- (1) 少なくとも一方の申告者の住所が、受託地方局の管轄エリア内にある場合。
- (2) 事業者が株式・資産の取得または契約等の方法によって他の事業者の支配権を取得し、かつ被取得側の住所が受託地方局の管轄地域内にある場合。
- (3) 事業者が合併企業を新設し、かつ当該合併企業の住所が受託地方局の管轄地域内にある場合。
- (4) 企業結合における地理的市場が区域的な市場であり、かつ当該市場の全体または主要な部分が受託地方局の管轄地域内に位置する場合。
- (5) その他国家市場監督管理総局が委託する案件。

なお、国家市場監督管理総局は公告において、委託審査の手続きとして、申請・相談、資料審査・受理、審査、審査決定、委託終了及び文書送達という 6 つのプロセスを定めた。

(出典: https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfes/art/2025/art_2f4b37b836f449438c8d9e3d24b730ca.html)

「不正競争防止法(2025 年改正)」—域外適用条項について

JT&N 劉雪弁護士

2025 年 6 月 27 日、第十四届全国人民代表大会常務委員会(以下「全人大常務委員会」)第十六回会議において、「中華人民共和国不正競争防止法(2025 年改正)」(以下「新不正競争防止法」)が可決され、2025 年 10 月 15 日から施行されることが決定されました。今回の改正にともなって新設された第 40 条の域外適用条項は、中国の不正競争防止法が中国国外でも適用され、中国国外で発生した不正競争行為が中国当局の管轄下に置かれる可能性を示唆しています。この改正は、中国市場に関与する日系企業を含む多国籍企業にとって、多大な影響を及ぼすことが予想されます。

一、域外適用条項の立法沿革と要件

1. 立法沿革

域外適用条項は、2024 年 12 月 25 日に全人大常務委員会が公開した「不正競争防止法(改正草案)意見募集稿」(以下「意見募集稿」)第 40 条に初めて登場しました。同条に、中国国外で実施された不正競争行為

が中国国内の市場競争秩序を乱し、または中国国内の事業者の合法的權益を侵害した場合、中国の不正競争防止法および関連法令に基づいて処理されるべきとあります。この条項は「効果主義」を採用しており、すなわち、行為の決定地や実行地、または行為者が本司法管轄区内にどうかに関わらず、その行為が本司法管轄区内の競争秩序に影響を及ぼしうる場合、本司法管轄区の当局がその行為に対して管轄権を行使できることを意味します。同条がそのまま施行されれば、法定の結果が生じた場合、中国当局は中国国外の不正競争行為に対して管轄権を行使することができるということです。

2025 年 10 月 15 日から正式に施行される新不正競争防止法は、域外適用条項の「効果主義」を維持しつつ、その適用範囲を一部変更しました。具体的に、新不正競争防止法第 40 条では、中国国外で実施された不正競争行為が、中国国内の市場競争秩序を乱し、中国国内の事業者または消費者の合法的權益を侵害した場合、中国当局はその行為に対して管轄権を行使できるとされます。意見募集稿と比較すると、新不正競争防止法では「消費者の合法的權益への侵害」という要件が追加されました。この改正により、域外適用条項の適用範囲は一定程度拡大され、不正競争防止法の目的である事業者および消費者の合法的權益の保護と高い整合性を保ちつつ、中国国内消費者の權益保護も強化されました。また、意見募集稿では「中国市場競争秩序の攪乱 or 中国事業者への権利侵害」のいずれかに該当すれば域外適用効力が生じうるとされていたところ、新不正競争防止法第 40 条では、「中国市場競争秩序の攪乱 and 中国事業者または消費者への権利侵害」という両要件を同時に満たした場合にはじめて域外適用が可能と変更されました。この変更により、域外適用のハードルが意見募集稿より若干高くなったと言えます。

2. 域外適用条項の要件

新不正競争防止法の域外適用条項の要件は以下の通りです：

- ・ **行為実施地が中国国外にあること。**
- ・ **行為の性質が「不正競争行為」であること。**これは混同行為、商業賄賂、虚偽宣伝、営業秘密への侵害、不正懸賞販売、商業上の誹謗中傷およびオンライン不正競争行為など、新不正競争防止法第二章に定める各種の不正競争行為を指します。
- ・ **結果発生地が中国国内であること。**この要件では、中国国外での不正競争行為は「中国国内の市場競争秩序を乱し、中国国内の事業者または消費者の合法的權益を侵害した」ことが強調されています。これは「効果主義」の核心的な要素です。
- ・ **法令適用。**新不正競争防止法および中国の関連法令に従って処理されるべきことが明記されています。

二、法執行の動向

1. 過去の判例の立法化

現在、民事訴訟事件において、中国の不正競争防止法の域外適用に関して、理論的および実務的な障害はありません。「(2021)最高法知民轄終 300 号(之二)」裁定書において、中国最高裁判所は、当事者が中国国外の不正競争行為によって中国国内で損害を被ったことを理由に提訴した場合、係争対象の不正競争行為によって市場競争秩序に不利な影響を受けた中国という結果発生地を、裁判管轄の連結点として用いることができると明確に判示しました。その法的根拠として、「中華人民共和國民事訴訟法(2017 年改正)」第 28 条(現第 29 条)および「『中華人民共和國民事訴訟法』の適用に関する最高人民法院の解釈(2020 年改正)」第 24 条(現第 24 条)の規定に、権利侵害行為に関する訴訟は、権利侵害行為の実施地、権利侵害結果の発生地又は被告の住所地の裁判所が管轄権を有するとされます。つまり、不正競争紛争に関する民事案件においては、係争対象の不正競争行為の実施地、結果発生地、被告住所地にある裁判所が管轄権を有すると解されます。

以上から分かるように、今回の新不正競争防止法第 40 条は、実質的に中国のこれまでの司法判例を立法化し、中国国外で発生した不正競争行為に対する中国裁判所の管轄権の法的根拠をさらに明確にしたものです。

2. 法執行上の課題

不正競争防止法の改正により、中国当局にとって、中国国外の不正競争行為に対する管轄権行使に明確な法的根拠が与えられました。しかし、法執行の面において、中国当局が外国の事業者に対して直接的に管轄権を行使する際には、以下の二つの課題に直面する可能性があります。

1 点目は管轄権の分配です。すなわち、中国国内のどの（地方の）行政庁が管轄権を有するか、という問題です。

2 点目は実行可能性です。事件の立憲、送達、調査、証拠収集といった行政権実行の過程において、各国の法制度の相違や国際連携の可否により、実務上の障害が生じる可能性があります。

今後、中国国外で発生した不正競争行為に対する中国当局の法執行は、引き続き関連政策の整備と実務経験の積み重ねを待つ必要があります。

三、日系企業が取りうる対応策

新不正競争防止法の施行後、中国国外での虚偽宣伝、SNS やメディアにおける商業上の誹謗中傷、商業賄賂、オンラインプラットフォームによる中国企業への不当廉売の強要行為などは、中国当局が域外適用条項を運用する際にチェックする対象となる可能性があります。この新たな法規制に対応するために、日系企業には、以下の対策を講じることをお勧めいたします。

1. 中国当局との積極的なコミュニケーション

新不正競争防止法および関連法令の具体的な運用と法執行状況を適時に把握するために、同法の中国における施行状況を注視するとともに、積極的に中国当局と意思疎通を図ることが考えられます。これにより、日常の事業活動において同法を遵守し、不適切な行為による法的リスクを予防する効果が期待されます。

2. 各国のオンラインプラットフォームにおける宣伝・販売管理の強化

新不正競争防止法を遵守するために、各国のオンラインプラットフォームでの製品宣伝、価格設定、アフターサービス等の各段階について、審査を適宜強化することが推奨されます。特に、中国の消費者に誤解を与える虚偽の宣伝等を避けることが重要です。

3. 知的財産権・営業秘密保護のコンプライアンス体系の最適化

不正競争防止法は知的財産権の保護と密接に関連しており、特に営業秘密の侵害や混同行為（例えば、有名商品の特有の名称、パッケージ、デザインの模倣など）に関係しています。そういう意味では、企業にとって、知的財産権・営業秘密保護のコンプライアンス体系を整備し、製品デザインやマーケティングなどにおいて、混同行為や中国国内の営業秘密への侵害を適切に避けることがポイントになります。

四、おわりに

新不正競争防止法の域外適用条項の追加により、中国国外での不正競争行為に対する中国の管轄権の根拠をより一層明確化され、中国の市場秩序、事業者および消費者の権益保護の強化が図られています。日系企業にとって、同法の改正はコンプライアンスの課題となりうる一方で、コンプライアンス管理水準の向上や市場競争力の強化を図る機会にもなりえます。中国市場での安定した運営と持続的な成長を実現するために、同法の施行の動向に積極的に注目し、コンプライアンス管理を強化し、リスクの事前防止メカニズムを構築するなどの対策が推奨されます。

以上

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問合せやご意見をおもちの方は newsletter@jtn.com までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>